

1. 補助金の目的と性格

- この補助金は、中小トラック事業者が低炭素型ディーゼルトラック、または車両総重量 12 トン超の天然ガス自動車であって、間接補助金交付申請書に記載された使用計画において、高速走行を主体とした使用方法により、2015 年度燃費基準適合大型ディーゼル自動車と比較して概ね 5%以上、または 10%以上の二酸化炭素排出削減を図る自動車（以下「天然ガス自動車」という。）を導入する事業を支援することにより、トラック輸送においてエコドライブを含む燃費改善のための取組を継続的に実施・改善する体制を構築することにより二酸化炭素排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的としています。
- 事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、事業完了後は事業報告書（燃費改善効果及び二酸化炭素削減効果の実績把握）の提出をしていただくこととなります。また適正な財産管理、補助事業である旨の表示（車両へのステッカーの貼付）などが必要です。
- これらの義務が十分果たされないときは、機構より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもあります。
また、新たな申請を受理しない場合もあります。

2. 補助対象事業者

低炭素型ディーゼルトラック、または天然ガス自動車の補助金を受けることのできるの
は、以下①又は②のいずれかに該当する者が補助対象事業者になります。

- ① 以下のア～ウに該当する者であって、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる中小企業者（資本金 3 億円以下又は従業員数 300 人以下）であること
 - ア 一般貨物自動車運送事業者
 - イ 特定貨物自動車運送事業者
 - ウ 第二種貨物利用運送事業者
- ② 上記①に貸渡す自動車リース事業者

3. 補助対象

A 低炭素型ディーゼルトラック（該当する型式は別表参照）

- ① 車両総重量 3.5 トン超の事業用ディーゼルトラックのうち、以下のいずれかの基準を満たす車両を導入すること
 - ア 「2015 年度燃費基準 + 5%以上達成車」かつ「平成 21 年排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」（大型車）
 - イ 「2015 年度燃費基準 + 5%以上達成車」かつ「平成 22 年排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」（中型車）
 - ウ 「2015 年度燃費基準 + 10%以上達成車」かつ「平成 22 年排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」（小型車）
- ② 2019 年（平成 31 年）4 月 1 日から 2020 年 1 月 31 日までに新車新規登録された車両であること（割賦等所有権の留保は認められません）
- ③ ①の導入にあたり、廃車を伴う場合には以下ア～カのいずれの要件も満たすこと
 - ア 最新の燃費基準から概ね 10%以上燃費の劣る事業用トラック（第 10 項の審査基準作成委員会に諮って定める要件に該当する事業用トラック）であるもの（ただ

- し、CNGトラック、ハイブリッドトラック及びLPGトラックを除く)
- イ 2019年(平成31年)4月1日から2020年1月31日までに廃車するもの
- ウ 廃車するまでの過去1年間継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたもの
- エ 廃車日の6ヵ月前の期日における自動車検査証が有効であるもの、かつ、その有効期間内において一定の走行(第10項の審査基準作成委員会に諮って定める距離の走行及びこれと同等程度の走行)を行ったもの
- オ 廃車する車両が導入する低炭素型ディーゼルトラックと同区分以上であるもの

廃車車両	導入車両
大型	大型、中型又は小型
中型	中型又は小型
小型	小型

- カ 所有者名が新車登録する車両の所有者名と同一であるもの
- ※以下の場合には所有者名が同一とみなすことができる。
- a. 運送事業者が所有する車両を廃車し、リースにより新車を導入した場合
- b. 廃車する車両の使用者名と新車導入する自動車の所有者名(リース導入の場合は使用者名)が同一の運送事業者の場合
- *1「廃車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。(永久抹消)
- 「廃車日」とは、自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面の「引取工程」欄に㊦が入るとその直下に表示される「引渡日」を指す。
- c. 廃車する車両の使用者が運送事業の吸収合併等により変更となった際、事業の継承が判明する場合

B 天然ガス自動車

- ① 自動車製作者からの登録申請により、補助対象車両として登録された車両総重量12トン超の天然ガス自動車であって、間接補助金交付申請書に記載された使用計画において、高速走行を主体とした使用方法により、2015年度燃費基準適合大型ディーゼル車と比較して概ね5%以上または10%以上の二酸化炭素排出削減を図ることのできる自動車であること
- ② 2019年(平成31年)4月1日から2020年1月31日までに新車新規登録された、またはされる予定の車両であること(割賦等所有権の留保は認められません)
- ③ 天然ガス自動車については、導入に伴って廃車をおこなっても補助金額に変更はありません。

(別表)

低炭素型ディーゼルトラック等の型式一覧

自動車検査証上の表記において、型式の排出ガス規制適合識別記号が「TPG」、「TRG」、「SPG」、「QPG」、「LPG」、「2PG」、「2RG」「QFG」であって、下表記載の型式であるもの。但し、小型の「TPG」、「SPG」、「2PG」は対象外。天然ガス自動車については「QFG」の型式であるもの。

低炭素型ディーゼルトラック																	
区分	【小型】(3.5トン超7.5トン以下)							【中型】(7.5トン超12トン以下)					【大型】(12トン超)				
	いすゞ	UDトラック	三菱ふそう	日産	日野	トヨタ	マツダ	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	マツダ	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	スカニア
型式	FRR※	FB	FFB	FB	XZC	XZC	LHR	FRR※	FE※	FC	FEB※	LKR※	FTR	CD	FE	FS	A4X2A
	NHR	FD	FD	FD	XZU	XZU	LHS	FRS	BSR(LK)	FD	FEC※	LPR※	FTS	CG	FJ	FU	A4X2B
	NHS	FE※	FEA	FE			LJR	FSR	BRR(MK)	FX	FED※		FVR	CK	FG	FV	
	NJR	FG	FEB※	FG			LJS	FSS	BRS(MF)	GC	FK※		CXM	CV	GK	FY	
	NJS		FEC※				LKR※	NKR※	BSS(LF)	GD			CYM	CW	FH	FP-R	
	NKR※		FED※				LKS	NPR※		GX			CYL	CX	FN	FV-R	
	NKS		FGA				LLR						CXZ	GK	FQ	FK※	
	NLR		FGB				LLS						CYZ	BTR(PK)	FR		
	NLS						LMR						CYY	BVR(PK)	FS		
	NMR						LMS						CXY	BYS(PF)	FW		
	NMS						LNR						CXG	BVZ(PW)	SH		
	NNR						LNS						CXE		SS		
	NNS						LPR※						CYH				
	NPR※						LPS						CYJ				
	NPS												CVR				
													EXD				
												EXR					
												EXY					
												EXZ					

- ・上記型式一覧に記載があるものであっても、3.5トンを超えないものは対象としない。
- ・登録型式に「改」が付く改造車両にあつては、「原動機」、「動力伝達装置」、「走行装置」、「燃料装置」の全てが改造されていない車両に限る。
- ・対象は、低炭素型ディーゼル車または車両総重量12トン超の天然ガス自動車に限る。※印は、自動車検査証上の車両総重量により区分を判断する。
- ・この一覧は、変更または追加する場合があります。